

よるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市下水道条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第23号

秋田市下水道条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市下水道条例施行規則（昭和42年秋田市規則第9号）
- (2) 秋田市指定排水設備工事業者に関する規則（昭和45年秋田市規則第2号）
- (3) 秋田市水洗便所改造資金助成規則（昭和47年秋田市規則第7号）
- (4) 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和59年秋田市規則第11号）
- (5) 秋田市地域下水道条例施行規則（平成元年秋田市規則第35号）
- (6) 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規則（平成5年秋田市規則第13号）
- (7) 秋田市下水道事業の財務の特例に関する規則（平成14年秋田市規則第22号）

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第24号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則等の一部を改正する規則

（租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）第2条第2項第4号
- (2) 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成7年秋田市規則第28号）第2条第2項第2号
- (3) 秋田市宅地開発に関する規則（平成14年秋田市規則第34号）第6条第1号、第4号および第5号ならびに第8条第1号（秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）第27条第3項第5号
- (2) 秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第15号）第11条第2項第3号
- (3) 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター条例施行規則（平成16年秋田市規則第62号）第7条第2項第3号
- (4) 秋田市河辺岩見温泉条例施行規則（平成16年秋田市規則第

79号）第7条第2項第3号

（秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成8年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第3条第2項第1号中「登記簿の謄本もしくは抄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第2号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

（秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部改正）

第4条 秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則（平成9年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 法人の登記事項証明書

（秋田市介護保険法施行細則の一部改正）

第5条 秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号および第4条第3項第3号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第25号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則第3号を本則第9号とし、本則第2号中「第5条および第7条」を「第4条および第5条」に改め、同号を本則第8号とし、本則第1号を本則第7号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項および第3項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による農地の転用の許可等（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。）に関する事務
- (2) 農地法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の移動の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地およびその農地と併せて採草放牧地について同法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合の権利の移動に係るものを除く。）に関する事務
- (3) 農地法第20条第1項および第3項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可等に関する事務
- (4) 農地法第82条第1項、第3項および第5項の規定による土地等の立入調査等（前3号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事務
- (5) 農地法第83条の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収（第1号から第3号までに掲げる事務に係るものに限る。）に関する事務
- (6) 農地法第83条の2の規定による農地の転用の許可の取消し等（第1号から第3号までに掲げる事務に係るものに限る。）

に関する事務
附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第26号

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

「細胞検査士
第2条第2号中「臨床検査技師」を 臨床検査技師 に、「作業療法士」を 「作業療法士 精神保健福祉士」 に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第27号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第31級の項中「臨床検査技師」の次に「臨床工学技士」を加え、

同表2級の項中

1	薬剤師の職務
2	獣医師の職務
3	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務

を

1	薬剤師の職務
2	獣医師の職務
3	細胞検査士の職務
4	精神保健福祉士の職務
5	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務

に改める。

別表第9中

臨床検査技師	大学卒	2級2号棒
	短大3卒	1級6号棒
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級2号棒
	短大3卒	1級6号棒

を

細胞検査士	大学卒	2級2号棒
臨床検査技師	大学卒	2級2号棒
	短大3卒	1級6号棒
臨床工学技士	大学卒	2級2号棒
	短大3卒	1級6号棒
理学療法士	大学卒	2級2号棒

に改める。

作業療法士	短大3卒	1級6号棒
精神保健福祉士	大学卒	2級2号棒

附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第28号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「臨床検査技師」を「細胞検査士、臨床検査技師、臨床工学技士」に改め、「作業療法士」の次に「精神保健福祉士」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第29号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第6項第2号中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改め、同項第5号中「第3条」を「第45条」に改め、同項第6号中「第4条」を「第46条」に改め、同項第7号中「第40条」を「第159条」に改め、同項第10号中「第72条第2項」を「第72条第4項」に改め、同項第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第72条の3に定める一般販売業および特例販売業の許可を受けた者に対する措置命令に関する事項

別表第13項第6号および第8号中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同項第9号中「患者の隔離その他の」を「家屋の消毒その他」に改め、同項第13号中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

秋田市教育委員会
委員長 藤 盛 節 子

秋田市教委規則第1号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則
秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「4月3日」を「4月5日」に改め、同項第4号中「8月25日」を「8月24日」に改め、同項第6号中「1月13日」を「1月12日」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

秋田市教育委員会
委員長 藤 盛 節 子

秋田市教委規則第2号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「4月3日」を「4月5日」に改め、同条第4号中「8月25日」を「8月24日」に改め、同条第6号中「1月13日」を「1月12日」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公平委規則

秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市公平委員会
委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第2号

秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和45年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「3月」を「6月」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第4項中「の各号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則第17条第2項の規定は、改正前の秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則第17条第2項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

訓 令

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令

秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、下水道部長」を削り、「地域振興局長」の次に「、国体局長、収入役室長」を加え、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「農林部林務課長」を「農林部森林整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第34号を第35号とし、第11号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 政策調整主幹 組織規則第47条第2項に規定する政策調整主幹をいう。

第3条第1項の表部長の項中「又は」を「、政策調整主幹又は」に改め、同条第6項中「福祉総務課監査指導室」を「福祉総務課地域福祉推進室」に、「監査指導室長」を「地域福祉推進室長」に改める。

第10条財政部長専決事項の項第4号中「における」の次に「人件費に係る節（給料、職員手当等および共済費（賃金に係る共済

費を除く。)をいう。以下同じ。)以外の節に係る」を加え、「および各細々目又は人件費に係る節以外の」を「、各細々目又は」に改め、同条商工部長専決事項の項に次の1号を加える。

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく届出等に関すること。

第10条下水道部長専決事項の項を削る。

第11条財政課長専決事項の項第2号中「における」の次に「人件費に係る節以外の節に係る」を加え、「および各細々目又は人件費に係る節以外の」を「、各細々目又は」に改め、同項第3号中「における」の次に「人件費に係る節に係る」を加え、「人件費に係る」を「各細目、各細々目又は」に改め、同条自治振興課長専決事項の項に次の1号を加える。

(9) 雄和左手子交流センターの管理に関すること。

第11条保健予防課長専決事項の項第2号を次のように改める。

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。

第11条農政課長専決事項の項中「農政課長専決事項」を「農林総務課長専決事項」に改め、同条林務課長専決事項の項中「林務課長専決事項」を「森林整備課長専決事項」に改め、同条下水道総務課長専決事項の項、下水道維持課長専決事項の項および下水道施設課長専決事項の項を削る。

第11条の2中「第2条第19号から第21号まで」を「第2条第20号から第22号まで」に改める。

第12条中「第2条第22号から第30号まで」を「第2条第23号から第31号まで」に改め、同条病院長専決事項の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「第13号」を「第13号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「第7号」を「第6号」とし、同号を同項第11号とする。

別表第2の1の表第13号を次のように改める。

(3) 委託料	ア 長期継続契約によるもの(契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。)			○
	イ その他	2,000万円未満	500万円未満	100万円未満

別表第2の1の表第14号ア中「継続的賃貸借料」の次に「(複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。)」を加え、別表第2の5の表第2号中「各細目および各細々目又は人件費に係る節以外の」を「人件費に係る節以外の節に係る予算費用を流用する場合であって、各細目、各細々目又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項および第8条第2項中「(32)」を「(31)」に改める。

別表の表第19号中「農政課長」を「農林総務課長」に改め、同表中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、第34号を第33号とし、同号の次に次のように加える。

34	国体局長印	てん書	方 16ミリメートル	木印	国体局長名をもって発する文書	総務企画課長	1
----	-------	-----	------------	----	----------------	--------	---

別表の表第43号中「秋田公立美術工芸短期大学関係の諸証明文書」を「秋田公立美術工芸短期大学学長名をもって発する文書」に改め、同表中第60号

を削り、第59号を第60号とし、第47号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第46号の次に次のように加える。

47	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院校長印	てん書	方 18ミリメートル	木印	賞典関係文書および卒業証書	総務課長	1
----	-----------------------	-----	------------	----	---------------	------	---

別表の表第65号を削り、別表の公印のひな形中(20)を削り、(21)を

(20)とし、(22)から(33)までを(21)から(32)までとし、
「 (34) 秋 田 市 地 域 振 興 局 長 之 印 」

「 (33) 秋 田 市 地 域 振 興 局 長 之 印 (34) 秋 田 市 国 体 局 長 之 印 」
を に改め、(60)を削り、(59)を(60)

とし、(47)から(50)までを(48)から(50)までとし、

(46)

秋田公立美術工
芸短期大学附属高
等学院校長之印

を

「 (46) (47) に改め、(65)を削る。

(46)

秋田公立美術
工芸短期大学
附属高等学院
校長之印

(47)

秋田公立美術工
芸短期大学附属高
等学院校長之印

附 則
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月23日

秋田市議会議長 佐々木 晃 二

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局に、次の課を設ける。

総務課

議事課

第3条 庶務課の項中「庶務課」を「総務課」に改める。

第4条 第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「ならびに係に主席主査および主査」を削り、同条第3項中「から第3号まで」を「および第2号」に、「第1項第4号」を「第1項第3号」に改める。

第5条 第6項を削り、同条第7項中「又は係」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「又は係」を削り、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条次に次の1条を加える。

（事務分担）

第5条の2 課長は、所属職員にその事務を分担させるため、適当な事務の範囲ごとに担当を定めることができる。

第6条 第1項中「庶務課」を「総務課」に改め、同条第2項中「庶務課長は」を「総務課長は、」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第3項中「議案に」を「議案に」に改める。

第22条 第2項第4号中「（係長の職にある者を除く。）」および「係勤務および」を削る。

第23条 第1項中「事務局長」を「事務局長が」に、「次長が」を「次長が」に改め、同条第2項中「課長不在のときは」を「課長が不在のときは、」に改め、「係長、」を削る。

別表の表保管責任者の欄中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を用いなくて、平成17年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
庶務課長	総務課長
庶務課長補佐	総務課長補佐
庶務課庶務係長	総務課主席主査
庶務課主査	総務課主査
議事課議事係長	議事課主席主査
議事課調査係長	議事課主席主査

3 平成17年3月31日において、庶務課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、平成17年4月1日をもって総務課に勤務を命じられたものとする。

庁 達

秋田市庁達第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市法令審査委員会規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する庁達

秋田市法令審査委員会規程（昭和26年秋田市庁達第13号）の一部を次のように改正する。

第2条 第1項中「委員長1人、委員若干人で」を「委員長および委員をもって」に改める。

第3条 第1項を次のように改める。

委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 総務部長

委員 企画調整部長、財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、総務部次長および総務部文書法規課長

第3条 第2項中「及び」を「および」に改める。

附 則

この庁達は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第47号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規則（昭和45年秋田市規則第2号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規則第11条の規定により告示する。

平成17年3月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定排水設備工事業者

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
宇佐美住設	宇佐美 剛	秋田市下浜羽川字家ノ腰10番地
有限会社丸豊建設	鎌田 豊	秋田市広面字土手下38番地の4

2 指定期間

平成17年3月1日から平成19年10月31日まで

秋田市告示第48号

秋田市公共下水道（八橋処理区）の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により告示し、その関係図書を次により公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成17年3月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事業計画の名称

秋田市公共下水道（八橋処理区）事業計画

2 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和6年10月1日

工事完成の予定年月日 平成23年3月31日

3 事業計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番15号

秋田市下水道部下水道建設課

4 事業計画の案の縦覧期間

平成17年3月3日から平成17年3月16日まで

ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を除く。

5 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第49号

秋田市公共下水道（下浜南処理区）の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により告示し、その関係図書を次により公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成17年3月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事業計画の名称

秋田市公共下水道（下浜南処理区）事業計画

2 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和6年10月1日

工事完成の予定年月日 平成23年3月31日

3 事業計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番15号

秋田市下水道部下水道建設課

4 事業計画の案の縦覧期間

平成17年3月3日から平成17年3月16日まで

ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を除く。

5 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第50号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 告示事項

(1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数

(2) 撤去し、保管した年月日

(3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

以上の事項についての詳細は別紙のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者または所有者であることを証明するものを提示すること。

3 この告示に係る自転車等で、告示後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

自転車等保管所 電話834-6497

別紙

・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および

秋田駅西地区自転車等放置規制区域 5台

秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および

秋田駅東地区自転車等放置規制区域 3台

秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および

秋田駅南地区自転車等放置規制区域 1台

・撤去し、保管した年月日

平成17年2月18日から平成17年2月28日まで

・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所

時間 午前10時00分から午後7時00分まで

場所 秋田市中通七丁目1番3号

自転車等保管所（秋田駅東自転車等駐車場内）

・返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年3月17日から平成17年9月17日まで

秋田市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

高野自治会

2 認可年月日

平成5年7月7日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 河辺郡雄和町相川字
高野、向田表、井戸ノ下、後野
変更後 秋田市雄和相川字
高野、向田表、井戸ノ下、後野

事務所

変更前 秋田県河辺郡雄和町相川字高野124番地
変更後 秋田県秋田市雄和相川字高野123番地1

代表者の氏名及び住所

変更前 長谷部 久 夫
雄和町相川字高野109番地1
変更後 浦 山 昭 男
秋田市雄和相川字高野142番地1

4 変更年月日

平成17年3月3日

5 変更の理由

住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第52号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療を担当させる機関の指定を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成17年3月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
すずらん薬局 土 崎 店	秋田市土崎港中央六丁目 8番7号	平成17年 2月1日

秋田市告示第53号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成17年3月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
すずらん薬局 土 崎 店	秋田市土崎港中央四丁目 1番41号	平成17年 1月31日

秋田市告示第54号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年3月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成16年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第55号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づきその住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年3月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

泉中央五丁目30番19号 齊 藤 正

秋田市告示第56号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年3月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成16年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年3月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称
水沢自治会
- 認可年月日
平成15年4月3日
- 変更があった事項およびその内容
区域

変更前 河辺郡雄和町平沢字水沢

変更後 秋田市雄和平沢字水沢

事務所

変更前 秋田県河辺郡雄和町平沢字水沢113番地4

変更後 秋田県秋田市雄和町平沢字水沢113番地4

代表者の氏名及び住所

変更前 伊 藤 信 雄

雄和町平沢字水沢73番地

変更後 伊 藤 信 雄

秋田市雄和町平沢字水沢73番地

4 変更年月日

平成17年3月9日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第58号

次の差押解除通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年3月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市太平八田字二手ノ又45番地9
羽 生 氏 明
株式会社ウイングヒルズ
- 2 送達する書類名
差押解除通知書 3通

秋田市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年3月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
安養寺自治会
- 2 認可年月日
平成16年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 河辺郡雄和町椿川字地張山、関田、中村（120番地を除く）、平脇、安養寺、堤根、及び奥椿岱のうち県道秋田御所野雄和線の西の区域
変更後 秋田市雄和椿川字地張山、関田、中村（120番地を除く）、平脇、安養寺、堤根、及び奥椿岱のうち県道秋田御所野雄和線の西の区域
事務所
変更前 秋田県河辺郡雄和町椿川字関田95番地2
変更後 秋田県秋田市雄和椿川字関田95番地2
代表者の氏名及び住所
変更前 黒 崎 欽 一
雄和町椿川字関田89番地
変更後 黒 崎 欽 一
秋田市雄和椿川字関田89番地
- 4 変更年月日
平成17年3月15日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第60号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成17年3月31日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
柳田字境田、広面字谷内佐渡、広面字川崎、飯島字大崩、將軍野青山町、飯島美砂町、飯島字飯島水尻、飯島鼠田二丁目、飯島字鼠田、横森二丁目、横森三丁目、仁井田新田二丁目、仁井田新田三丁目、手形字西谷地、手形字中谷地、將軍野東二丁目、手形字山崎、手形からみでん、金足追分字海老穴、仁井田本町三丁目、浜田字滝ノ元、浜田字自在山、浜田字滝ノ下、浜田字石山下、浜田字石山、新藤田字中山台、新藤田字治郎沢、下新城中新野字街道端西、四ッ小屋小阿地字柳林、四ッ小屋小阿

地字坂ノ下、仁井田目長田一丁目、四ッ小屋末戸松本字向野、四ッ小屋末戸松本字嶋田、四ッ小屋末戸松本字柳田、四ッ小屋末戸松本字堂ノ前、上北手猿田字苗代沢、上北手百崎字ニタ子沢、広面字蓮沼、広面字小沼古川端、仁井田本町二丁目、飯島鼠田一丁目、浜田字町ノ下、仁井田本町一丁目、新屋豊町、添川字境内川原、河辺諸井字野田、河辺諸井字山根、河辺諸井字大部、河辺和田字和田、河辺和田字下夕川原、河辺北野田高屋字神田、河辺北野田高屋字北条ヶ崎、土崎港北六丁目、土崎港東三丁目、土崎港西五丁目、寺内蛭根二丁目、旭川新藤田東町、泉釜ノ町、外旭川字大畑、広面字樋口、新屋朝日町、新屋船場町、新屋元町および新屋比内町の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市下水道部下水道総務課
- 7 縦覧の期間
平成17年3月17日から3月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第61号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成17年3月31日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
下浜羽川字二十日町、下浜羽川字家ノ腰、下浜羽川字河童長根および下浜羽川字内稲場の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市下浜羽川字古堂7番地7
秋田市特定環境保全公共下水道羽川浄化センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市下水道部下水道総務課
- 7 縦覧の期間
平成17年3月17日から3月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第62号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行規則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により

告示する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
外科	明 石 建	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3-15
外科	澤 田 俊 哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
泌尿器科	岡 根 克 己	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6-17
小児外科	畑 澤 千 秋	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号

秋田市告示第63号

平成17年3月22日から天王町、昭和町および飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市が設置されることならびに同日から男鹿市および若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されることに伴う秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少および秋田周辺広域市町村圏協議会規約（昭和48年規約第1号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により告示する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

脱退する地方公共団体

天王町、昭和町、飯田川町、男鹿市、若美町

秋田周辺広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約

秋田周辺広域市町村圏協議会規約（昭和48年規約第1号）の一部を次のとおり変更する。

第3条中「秋田市 男鹿市 五城目町 昭和町 八郎潟町 飯田川町 天王町 若美町」を「秋田市 五城目町 八郎潟町」に改める。

第5条中「9人」を「4人」に改める。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

秋田市告示第64号

平成17年3月22日から天王町、昭和町および飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市が設置されることならびに同日から男鹿市および若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されることに伴う秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増加および秋田周辺広域市町村圏協議会規約（昭和48年規約第1号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により告示する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

加入する地方公共団体

男鹿市、潟上市

秋田周辺広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約

秋田周辺広域市町村圏協議会規約（昭和48年規約第1号）の一部を次のとおり変更する。

第3条中「秋田市 五城目町」を「秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町」に改める。

第5条中「4人」を「6人」に改める。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

秋田市告示第65号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成17年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年3月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 縦覧期間 平成17年4月1日から平成17年5月31日まで
（ただし、土曜日・日曜日および祝祭日を除く。）
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資 産 税 課 河辺市民センター 雄和市民センター	土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第66号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年3月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 告示事項
 - 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
 - 撤去し、保管した年月日
 - 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 以上の事項についての詳細は別紙のとおり
- 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者または所有者であることを証明するものを提示すること。
- この告示に係る自転車等で、告示後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号
自転車等保管所 電話834-6497

別紙

- ・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅西地区自転車等放置規制区域 20台
秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅東地区自転車等放置規制区域 6台
秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅南地区自転車等放置規制区域 2台
- ・撤去し、保管した年月日
平成17年3月1日から平成17年3月15日まで
- ・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
時間 午前10時00分から午後7時00分まで
場所 秋田市中通七丁目1番3号
自転車等保管所（秋田駅東自転車等駐車場内）
- ・返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成17年4月1日から平成17年10月1日まで

秋田市告示第67号

次の差押調書および配当計算書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書および配当計算書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成17年3月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市桜三丁目4番40号
大 前 博 信
- 2 送達する書類名
差押調書 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第68号

次の差押調書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成17年3月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市御所野下堤一丁目10番3号
呉 宮 正 浩
- 2 送達する書類名
差押調書 1通

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
50058	茨島七丁目1号線	秋田市茨島六丁目186番4地先 秋田市茨島七丁目133番36地先	
50352	茨島七丁目17号線	秋田市茨島七丁目333番11地先 秋田市茨島七丁目1番14地先	

秋田市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成17年3月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
古野町内会
- 2 認可年月日
平成8年4月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 嵯 峨 信 雄
秋田市上北手古野字脇ノ田88番地の1
変更後 嵯 峨 清三郎
秋田市上北手古野字脇ノ田90番地
- 4 変更年月日
平成17年3月22日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第70号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成16年度介護保険料納入通知書
平成16年度介護保険料督促状

秋田市告示第71号

市道路線廃止に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

50353	茨島七丁目18号線	秋田市茨島七丁目1番6地先 秋田市茨島七丁目1番9地先	
50684	茨島六丁目20号線	秋田市茨島六丁目441番4地先 秋田市茨島六丁目438番9地先	
50791	新中島1号線	秋田市仁井田字新中島826番132地先 秋田市仁井田字西潟敷1番18地先	
50878	仁井田新中島 19号線	秋田市仁井田字新中島1236番地先 秋田市仁井田字大野269番1地先	

2 縦覧期間

平成17年3月23日から
平成17年4月6日まで

路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐竹 敬久

秋田市告示第72号

市道路線認定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1081	川尻総社通り線	秋田市川尻若葉町164番地先 秋田市川元開和町206番1地先		
2181	川尻新屋線	秋田市川尻新川町349番地先 秋田市新屋船場町127番11地先		
30845	八橋本町33号線	秋田市八橋本町三丁目463番4地先 秋田市八橋本町三丁目463番5地先		
41231	相染町中谷地 16号線	秋田市土崎港相染町字中谷地31番5地先 秋田市土崎港相染町字中谷地34番11地先		
41232	土崎西五丁目 9号線	秋田市土崎港西五丁目16番14地先 秋田市土崎港西五丁目16番11地先		
50978	茨島六丁目27号線	秋田市茨島六丁目438番12地先 秋田市茨島六丁目438番9地先		
50979	茨島七丁目23号線	秋田市茨島七丁目324番7地先 秋田市茨島七丁目133番36地先		
50980	茨島七丁目24号線	秋田市茨島七丁目333番5地先 秋田市茨島六丁目458番5地先		
50981	茨島七丁目25号線	秋田市茨島七丁目1番64地先 秋田市茨島七丁目1番14地先		
50982	茨島七丁目26号線	秋田市茨島七丁目1番5地先 秋田市茨島七丁目1番9地先		
50983	仁井田新中島 20号線	秋田市仁井田字新中島1139番6地先 秋田市仁井田字大野269番1地先		
50984	卸町一丁目1号線	秋田市卸町一丁目137番2地先 秋田市卸町一丁目141番1地先		
50985	茨島六丁目28号線	秋田市茨島六丁目130番5地先 秋田市茨島六丁目130番3地先		
60816	新屋船場町7号線	秋田市新屋船場町37番15地先 秋田市新屋船場町37番20地先		
60817	新屋朝日町22号線	秋田市新屋朝日町1415番1地先 秋田市新屋朝日町114番40地先		
60818	新屋新町後13号線	秋田市新屋町字新町後228番20地先 秋田市新屋町字新町後263番10地先		
80445	広面川崎21号線	秋田市広面字川崎116番1地先 秋田市広面字川崎116番1地先		

9 0 4 5 7	秋 田 県 立 大 学 3 号 線	秋田市下新城中野字街道端西241番433地先 秋田市下新城中野字街道端西241番433地先
-----------	----------------------	--

2 縦覧期間

平成17年 3月23日から
平成17年 4月 6日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成17年 3月23日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第73号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	川尻総社通り線	秋田市川尻若葉町164番地先 秋田市川元開和町206番 1 地先	1,133.00	14.50 ～ 17.00
市道	川 尻 新 屋 線	秋田市川尻新川町349番地先 秋田市新屋船場町127番11地先	1,547.00	6.00 ～ 37.00
市道	八橋本町33号線	秋田市八橋本町三丁目463番 4 地先 秋田市八橋本町三丁目463番 5 地先	54.50	6.00
市道	相 染 町 中 谷 地 16 号 線	秋田市土崎港相染町字中谷地31番 5 地先 秋田市土崎港相染町字中谷地34番11地先	84.20	4.20
市道	土 崎 西 五 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港西五丁目16番14地先 秋田市土崎港西五丁目16番11地先	71.00	6.00
市道	茨島六丁目27号線	秋田市茨島六丁目438番12地先 秋田市茨島六丁目438番 9 地先	112.50	6.00
市道	茨島七丁目23号線	秋田市茨島七丁目324番 7 地先 秋田市茨島七丁目133番36地先	259.70	6.50 ～ 7.00
市道	茨島七丁目24号線	秋田市茨島七丁目333番 5 地先 秋田市茨島六丁目458番 5 地先	106.80	5.70 ～ 7.90
市道	茨島七丁目25号線	秋田市茨島七丁目 1 番64地先 秋田市茨島七丁目 1 番14地先	56.40	6.80 ～ 6.90
市道	茨島七丁目26号線	秋田市茨島七丁目 1 番 5 地先 秋田市茨島七丁目 1 番 9 地先	57.00	4.90 ～ 5.00
市道	仁 井 田 新 中 島 20 号 線	秋田市仁井田字新中島1139番 6 地先 秋田市仁井田字大野269番 1 地先	67.40	6.00
市道	卸町一丁目 1 号線	秋田市卸町一丁目137番 2 地先 秋田市卸町一丁目141番 1 地先	83.40	6.00
市道	茨島六丁目28号線	秋田市茨島六丁目130番 5 地先 秋田市茨島六丁目130番 3 地先	66.40	4.00
市道	新屋船場町 7 号線	秋田市新屋船場町37番15地先 秋田市新屋船場町37番20地先	299.00	6.00 ～ 6.35
市道	新屋朝日町22号線	秋田市新屋朝日町1415番 1 地先 秋田市新屋朝日町114番40地先	83.00	5.80 ～ 6.00
市道	新屋新町後13号線	秋田市新屋町字新町後228番20地先 秋田市新屋町字新町後263番10地先	167.40	4.30 ～ 5.80
市道	広面川崎 21 号線	秋田市広面字川崎116番 1 地先 秋田市広面字川崎116番 1 地先	54.50	6.00
市道	秋 田 県 立 大 学 3 号 線	秋田市下新城中野字街道端西241番433地先 秋田市下新城中野字街道端西241番433地先	300.70	8.00 ～ 17.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成17年 3月23日

平成17年 4月 6日まで

3 縦覧期間

平成17年 3月23日から

秋田市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および生活保護法

施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条および同第14条の2の規定により告示する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人やばせ 内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8-31 1階	平成17年 2月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
医療法人山内 矯正歯科医院	山内歯科矯正 歯科医院	医療法人山内 矯正歯科医院	平成16年 4月9日

1 指定

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
渡 邊 光 秀	秋田市港北新町4-2	秋田マッサージセンター	秋田市土崎港西二丁目9-3	平成17年3月4日

2 廃止

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
長 井 恵 子	秋田市土崎港西二丁目9-3	秋田マッサージセンター	秋田市土崎港西二丁目9-3	平成17年3月4日

秋田市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条および同第14条の2の規定により告示する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人やばせ 内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8-31 1階	平成17年 2月1日
さくらデイサービス 下 北 手 店	秋田市下北手通沢字前田 144	平成17年 2月7日
か も め ケアサービス	秋田市八橋大沼町15-12	平成17年 2月7日
デイサービス ひなたぼっこの家	秋田市茨島四丁目5-10	平成17年 3月7日
ケアセンター ゆめつむぎ	秋田市茨島四丁目5-10	平成17年 3月7日
ツクイ茨島	秋田市茨島二丁目11-65	平成17年 3月14日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
やばせ内科 クリニック	秋田市八橋本町五丁目8-31	平成17年 1月31日
近 江 医 院	秋田市旭川南町13-18	平成17年 3月15日

秋田市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条および同第14条の2の規定により告示する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
やばせ内科 クリニック	秋田市八橋本町五丁目8-31	平成17年 1月31日

秋田市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

黒沼協和会

2 認可年月日

平成5年1月6日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 この会は、河辺町北野田高野のうち、字黒沼下堤下、字黒沼上堤下、字高橋、字神田、字上盤昌、字滝沢、字大稗田沢の区域に住所を有する者をもって構成する。

変更後 秋田市河辺北野田高野のうち、字黒沼下堤下、字黒沼上堤下、字高橋、字神田、字上盤昌、字滝沢、字大稗田沢の区域

事務所

変更前 秋田県河辺郡河辺町北野田高野字神田302番地

変更後 秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田302番地

代表者の氏名及び住所

変更前 佐 藤 勇 一

河辺町北野田高屋字神田381番地3

変更後 佐 藤 國 男

秋田市河辺北野田高屋字神田304番地

4 変更年月日

平成17年3月23日

5 変更の理由

住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第78号

次の区域の排水処理施設の供用を開始するので、秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）第6条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 処理施設の名称、位置および排水する区域

名 称	位 置	区 域
秋田市雄和種平農業集落排水施設	秋田市雄和種平尾鳥字外ノ沢8番地1	秋田市雄和種平尾鳥字竹ノ花、字野田、字中村、字金井田、字中田、字田向、字臼ヶ沢、字細田、字大巻および字下野の各一部

2 供用開始の期日

平成17年4月1日

3 関係図面の縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号

秋田市農林部農業環境整備課

秋田市雄和妙法字上大部48番地1

秋田市雄和市民センター

4 縦覧の期間

平成17年3月24日から平成17年4月6日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

5 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第79号

秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市雄和左手子交流センター条例（平成17年秋田市条例第17号）第7条第3項の規定により告示する。

平成17年3月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市雄和左手子交流センター
- 2 指定管理者 秋田市雄和左手子字清水下49番地
社団法人左手子報徳会
会長 佐々木 隆
- 3 指定の期間 平成17年4月1日から平成19年3月31日まで

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

専 決 処 分 書

平成16年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成16年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成16年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,575,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		1,366,726	200,000	1,566,726
	1 繰越金	1,366,726	200,000	1,566,726
歳 入 合 計		120,375,622	200,000	120,575,622

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		20,865,059	200,000	21,065,059
	2 道路橋りょう費	5,139,128	200,000	5,339,128

歳 出 合 計	120,375,622	200,000	120,575,622
---------	-------------	---------	-------------

秋田市告示第81号

平成17年3月10日の「平成17年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成16年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

平成16年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,282,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,857,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		999,279	△2,735	996,544
	1 分担金	3,622	△2,735	887
14 使用料及び手数料		2,335,449	619	2,336,068
	1 使用料	1,539,377	619	1,539,996
15 国庫支出金		15,062,674	522,859	15,585,533
	1 国庫負担金	11,006,023	13,313	11,019,336
	2 国庫補助金	3,957,730	509,546	4,467,276
16 県支出金		3,174,005	8,297	3,182,302
	1 県負担金	547,300	13,894	561,194
	2 県補助金	2,107,054	△5,597	2,101,457
17 財産収入		567,997	4,725	572,722
	1 財産運用収入	174,997	4,725	179,722
18 寄 附 金		20,341	146	20,487
	1 寄附金	20,341	146	20,487
19 繰 入 金		4,071,789	1,355,052	5,426,841
	1 特別会計繰入金	69,188	39,655	108,843
	2 基金繰入金	4,002,601	1,315,397	5,317,998

20 繰越金		1,566,726	21,748	1,588,474
	1 繰越金	1,566,726	21,748	1,588,474
21 諸収入		7,531,154	142,137	7,673,291
	5 雑入	2,089,620	142,137	2,231,757
22 市債		19,071,100	229,400	19,300,500
	1 市債	19,071,100	229,400	19,300,500
歳入合計		120,575,622	2,282,248	122,857,870

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,616,225	605,634	14,221,859
	1 総務管理費	11,783,298	602,281	12,385,579
	4 選挙費	219,450	1,983	221,433
	5 統計調査費	98,013	1,370	99,383
3 民生費		29,045,968	△ 43,112	29,002,856
	1 社会福祉費	13,389,995	△ 55,342	13,334,653
	2 児童福祉費	7,466,241	10,584	7,476,825
	3 生活保護費	8,142,794	1,646	8,144,440
4 衛生費		8,946,078	13,787	8,959,865
	1 環境衛生費	358,729	1,549	360,278
	2 保健所費	2,001,095	21,826	2,022,921
	3 清掃費	4,940,741	0	4,940,741
	4 病院費	1,353,076	△ 11,183	1,341,893
	5 上水道費	261,420	△ 2,464	258,956
	6 食肉衛生検査所費	31,017	4,059	35,076
6 農林水産業費		1,660,705	△ 18,561	1,642,144
	1 農業費	1,246,952	△ 10,132	1,236,820
	2 林業費	413,753	△ 8,429	405,324

7 商 工 費		6,613,107	10,010	6,623,117
	1 商工費	6,613,107	10,010	6,623,117
8 土 木 費		21,065,059	△ 12,468	21,052,591
	1 土木管理費	440,148	523	440,671
	3 河川費	274,528	0	274,528
	5 都市計画費	7,917,453	△ 12,991	7,904,462
9 消 防 費		3,110,865	5,835	3,116,700
	1 消防費	3,110,865	5,835	3,116,700
10 教 育 費		14,064,231	101,326	14,165,557
	1 教育総務費	1,737,476	129,707	1,867,183
	3 中学校費	3,260,412	83,386	3,343,798
	5 社会教育費	2,496,729	13,095	2,509,824
	6 保健体育費	1,249,652	△ 124,862	1,124,790
11 災害復旧費		47,532	△ 5,061	42,471
	1 農林水産施設災害復旧費	39,496	△ 5,061	34,435
12 公 債 費		20,965,253	618,190	21,583,443
	1 公債費	20,965,253	618,190	21,583,443
13 諸 支 出 金		45,993	1,006,668	1,052,661
	1 公営企業費	45,992	913,417	959,409
	3 旧町借入金返済金	0	93,251	93,251
歳 出 合 計		120,575,622	2,282,248	122,857,870

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	保戸野地区コミュニティセンター(仮称)建設事業	353,220	平成16年度	208,786	315,001	平成16年度	198,923
				平成17年度	144,434		平成17年度	116,078
10 教育費	6 保健体育費	八橋運動公園整備事業	2,606,816	平成14年度	785,483	2,436,036	平成14年度	785,483
				平成15年度	829,272		平成15年度	829,272
				平成16年度	756,550		平成16年度	631,596
				平成17年度	235,511		平成17年度	189,685

第3表 繰越明許費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	土崎西四丁目五丁目1号線側溝改良事業	16,532
		土崎環状線側溝改良事業	4,447
		飯島金足線幹線道路整備事業	242,000
		南部中央線幹線道路整備事業	302,000
		人にやさしい歩道づくり事業	25,786
	3 河川費	土崎港中央七丁目浸水防止対策事業	3,646
		準用河川宝川改修事業	51,000
		普通河川古川改修事業	38,430
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	455,376
		土地区画整理会計繰出金	45,863
		土崎駅前線道路改良事業	393,900
		秋田環状線外1線道路改良事業	134,600
		北野田公園(仮称)整備事業	496,081
	10 教育費	3 中学校費	山王中学校部室棟改築事業

第4表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
外部監査実施経費	平成16年度～平成17年度	16,590
土地区画整理事業関係法律顧問経費	平成16年度～平成17年度	1,200
行政情報ネットワークシステム運用事業 (平成16年度設定)Ⅲ	平成16年度～平成21年度	35,275
統計調査員管理システム機器借上経費	平成16年度～平成21年度	1,260
広報あきた編集用機器借上経費	平成16年度～平成21年度	5,505
収納事務用機器借上経費	平成16年度～平成21年度	1,050
障害者福祉関連サービス委託経費等	平成16年度～平成17年度	47,678
老人福祉関連サービス委託経費等	平成16年度～平成17年度	98,072
児童福祉関連サービス委託経費等	平成16年度～平成17年度	58,510

保健予防関連事業委託経費等	平成16年度～平成17年度	199,754
健康管理関連事業委託経費等	平成16年度～平成17年度	117,189
衛生検査業務用電算機器等借上経費	平成16年度～平成21年度	3,500
土木工事積算業務用電算機器等借上経費	平成16年度～平成21年度	3,645
美術工芸短期大学電話交換機借上経費	平成16年度～平成23年度	10,192
小学校事務用機器借上経費	平成16年度～平成21年度	7,295
小学校情報教育環境整備事業 (平成16年度設定)Ⅱ	平成16年度～平成20年度	16,148
小学校情報教育環境整備事業 (平成16年度設定)Ⅲ	平成16年度～平成21年度	41,351
小中学校情報教育機器借上等経費 (平成16年度設定)	平成16年度～平成23年度	13,221
中学校情報教育環境整備事業 (平成16年度設定)Ⅱ	平成16年度～平成20年度	6,737
中学校情報教育環境整備事業 (平成16年度設定)Ⅲ	平成16年度～平成21年度	10,943
文化施設管理用機器借上経費	平成16年度～平成21年度	340
佐竹史料館事務用機器借上経費	平成16年度～平成21年度	260
消防ネットワークシステム電算機器借上経費 (平成16年度設定)Ⅱ	平成16年度～平成19年度	447
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定食肉衛生検査所分)	平成16年度～平成17年度	4,683

(変更)

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額		
	補正前	補正後	補正前の額	補正額	計
行政情報ネットワークシステム運用事業 (平成16年度設定)Ⅱ	平成16年度 ～ 平成21年度	平成16年度 ～ 平成22年度	166,101	△ 58,975	107,126
小学校情報教育環境整備事業 (平成16年度設定)	平成16年度 ～ 平成21年度	平成16年度 ～ 平成22年度	77,321	△ 7,187	70,134
中学校情報教育環境整備事業 (平成16年度設定)	平成16年度 ～ 平成21年度	平成16年度 ～ 平成22年度	75,124	2,827	77,951
消防ネットワークシステム電算機器借上経費 (平成16年度設定)	平成16年度 ～ 平成21年度	平成16年度 ～ 平成21年度	1,568	6,665	8,233
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定情報政策課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	296,169	95,717	391,886
同 上 (平成16年度設定東京事務所分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	12,323	1,235	13,558
同 上 (平成16年度設定自治振興課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	13,752	3,288	17,040

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定福祉総務課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	140,514	10,225	150,739
同 上 (平成16年度設定工業労政課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	297,685	6,551	304,236
同 上 (平成16年度設定港湾貿易振興課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	9,113	32,870	41,983
同 上 (平成16年度設定都市総務課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	774,289	111,686	885,975
同 上 (平成16年度設定議会事務局分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	3,705	212	3,917
同 上 (平成16年度設定学事課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	65,808	82,869	148,677
同 上 (平成16年度設定中央公民館分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	3,545	1,487	5,032
同 上 (平成16年度設定商業高校分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	2,324	1,311	3,635
同 上 (平成16年度設定消防本部総務課分)	平成16年度 ～ 平成17年度	平成16年度 ～ 平成17年度	94,251	2,803	97,054

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	330,600	41,200	371,800			
土 地 区 画 整 理 費	485,800	157,300	643,100			
中 学 校 費	858,500	29,100	887,600			
保 健 体 育 費	640,800	△54,300	586,500			
河 川 費	—	56,100	56,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	19,071,100	229,400	19,300,500			

平成16年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)
平成16年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,211,880千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		343,186	129,864	473,050
	1 国庫補助金	343,186	129,864	473,050
2 保留地処分収入		35,488	△ 35,488	0
	1 保留地処分収入	35,488	△ 35,488	0
3 換地清算金		2,457	2,266	4,723
	1 換地清算金	2,457	2,266	4,723
5 繰入金		726,750	△ 41,965	684,785
	1 繰入金	726,750	△ 41,965	684,785
6 繰越金		50,000	△679	49,321
	1 繰越金	50,000	△679	49,321
歳 入 合 計		1,157,882	53,998	1,211,880

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,085,546	△ 78,666	1,006,880
	1 土地区画整理費	1,085,546	△ 78,666	1,006,880
2 公債費		71,336	132,664	204,000
	1 公債費	71,336	132,664	204,000
歳 出 合 計		1,157,882	53,998	1,211,880

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東拠点地区土地区画整理事業	80,077

第3表 債務負担行為補正
(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定)	2,010	14,000	16,010

平成16年度秋田市の市有林会計補正予算(第1号)

平成16年度秋田市の市有林会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187,381千円と

する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		2,608	10,877	13,485
	1 財産運用収入	2,603	220	2,823
	2 財産売払収入	3	3,359	3,362
	3 分収林収入	2	7,298	7,300
2 繰入金		132,281	△ 8,429	123,852
	1 繰入金	132,281	△ 8,429	123,852
3 繰越金		12,644	8,164	20,808
	1 繰越金	12,644	8,164	20,808
4 諸収入		639	△ 403	236
	1 雑入	639	△ 403	236
5 市債		29,800	△ 800	29,000
	1 市債	29,800	△ 800	29,000
歳 入 合 計		177,972	9,409	187,381

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,447	2,194	38,641
	1 総務管理費	36,447	2,194	38,641
2 事業費		40,363	△ 1,265	39,098

	1 造林事業費	40,363	△ 1,265	39,098
3 公債費		99,787	0	99,787
	1 公債費	99,787	0	99,787
4 諸支出金		875	8,480	9,355
	1 分収交付金	875	8,480	9,355
歳 出	合 計	177,972	9,409	187,381

第2表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
造 林 事 業 費	29,800	△800	29,000			
計	29,800	△800	29,000			

平成16年度秋田市市営基地会計補正予算(第2号)

平成16年度秋田市の市営基地会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		40,828	△ 2,410	38,418
	1 使用料	24,515	△ 2,195	22,320
	2 手数料	16,313	△ 215	16,098
2 繰越金		1	15,240	15,241
	1 繰越金	1	15,240	15,241
3 諸収入		56	3,230	3,286
	1 雑入	56	3,230	3,286
歳 入	合 計	40,885	16,060	56,945

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		39,785	16,160	55,945
	1 総務管理費	32,760	△ 1,830	30,930
	2 繰出金	7,025	17,990	25,015
2 公債費		100	△ 100	0
	1 公債費	100	△ 100	0
歳 出 合 計		40,885	16,060	56,945

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定)	平成16年度～平成17年度	598

平成16年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第2号)
平成16年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,417千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ660,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		312,082	△ 18,366	293,716
	1 使用料	312,081	△ 18,371	293,710
	2 手数料	1	5	6
2 繰入金		163,006	△ 2,126	160,880
	1 繰入金	163,006	△ 2,126	160,880
3 繰越金		1	14,798	14,799
	1 繰越金	1	14,798	14,799
4 諸収入		194,193	△ 2,723	191,470
	2 雑入	109,868	△ 2,723	107,145
歳 入 合 計		669,282	△ 8,417	660,865

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		465,143	△ 8,417	456,726
	1 総務管理費	465,143	△ 8,417	456,726
歳 出 合 計		669,282	△ 8,417	660,865

平成16年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第3号）

平成16年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,423千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,184,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		89,804	△ 6,900	82,904
	1 使用料	89,804	△ 6,900	82,904
3 県支出金		474,297	△ 1,010	473,287
	1 県補助金	474,297	△ 1,010	473,287
5 繰越金		8,587	1,426	10,013
	1 繰越金	8,587	1,426	10,013
6 諸収入		14,529	△ 6,239	8,290
	1 雑入	14,529	△ 6,239	8,290
7 市債		457,200	△ 1,700	455,500
	1 市債	457,200	△ 1,700	455,500
歳 入 合 計		1,198,580	△ 14,423	1,184,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		124,194	△ 11,831	112,363

	1 総務管理費	124,194	△ 11,831	112,363
2 事業費		608,994	△ 280	608,714
	1 農業集落排水事業費	608,890	△ 280	608,610
	2 個別排水処理事業費	104	0	104
3 公債費		241,200	△ 16,645	224,555
	1 公債費	241,200	△ 16,645	224,555
5 諸支出金		223,257	14,333	237,590
	1 旧町借入金返済金	223,257	14,333	237,590
歳 出	合 計	1,198,580	△ 14,423	1,184,157

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 農業集落排水事業費	下北手中央農業集落排水事業	42,380

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
水洗便所改造資金利子補給	6,254	△5,093	1,161
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定)	75,351	19,130	94,481

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業集落排水事業費	414,000	△1,000	413,000			
個別排水処理事業費	17,500	△700	16,800			
計	457,200	△1,700	455,500			

平成16年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第2号)
平成16年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,979千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		72,128	△ 9,097	63,031
	1 使用料	72,128	△ 9,097	63,031
3 繰入金		333,413	△ 11,094	322,319
	1 繰入金	333,413	△ 11,094	322,319
4 繰越金		1	10,309	10,310
	1 繰越金	1	10,309	10,310
5 諸収入		7,829	△ 97	7,732
	1 雑入	7,829	△ 97	7,732
歳 入 合 計		413,372	△ 9,979	403,393

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		307,067	△ 10,114	296,953
	1 総務管理費	307,067	△ 10,114	296,953
2 事業費		4,000	△ 115	3,885
	1 動物園施設整備費	4,000	△ 115	3,885
3 公債費		101,305	250	101,555
	1 公債費	101,305	250	101,555
歳 出 合 計		413,372	△ 9,979	403,393

平成16年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)

平成16年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,564千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		130,236	14,760	144,996

	1 発電収入	130,236	14,760	144,996
2 繰越金		1	6,804	6,805
	1 繰越金	1	6,804	6,805
歳 入 合 計		130,237	21,564	151,801

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		7,000	△ 101	6,899
	1 総務管理費	7,000	△ 101	6,899
2 繰出金		62,163	21,665	83,828
	1 一般会計繰出金	62,163	21,665	83,828
歳 出 合 計		130,237	21,564	151,801

平成16年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第3号)
平成16年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算(第3号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,403,532千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		7,885,683	△ 292,410	7,593,273
	1 国民健康保険税	7,885,683	△ 292,410	7,593,273
3 国庫支出金		7,750,904	△ 6,116	7,744,788
	1 国庫負担金	5,840,227	100,632	5,940,859
	2 国庫補助金	1,910,677	△ 106,748	1,803,929
4 療養給付費交付金		5,086,417	85,686	5,172,103
	1 療養給付費交付金	5,086,417	85,686	5,172,103
7 財産収入		55	32,351	32,406
	1 財産運用収入	55	△ 20	35

	2 財産売却収入	0	32,371	32,371
8 繰入金		1,769,910	233,892	2,003,802
	1 一般会計繰入金	1,769,910	△ 96,007	1,673,903
	2 基金繰入金	0	329,899	329,899
9 繰越金		2	26,781	26,783
	1 繰越金	2	26,781	26,783
10 諸収入		212,391	△ 12,764	199,627
	1 延滞金、加算金及び過料	1,654	△ 553	1,101
	3 雑入	210,736	△ 12,211	198,525
歳入合計		23,336,112	67,420	23,403,532

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		145,422	△ 3,165	142,257
	1 総務管理費	69,248	△ 702	68,546
	2 徴税費	69,515	△ 1,063	68,452
	3 運営協議会費	691	△ 44	647
	4 収納率向上特別対策事業費	5,968	△ 1,356	4,612
2 保険給付費		15,668,102	12,916	15,681,018
	1 療養諸費	14,034,146	9,416	14,043,562
	4 出産育児諸費	79,200	1,800	81,000
	5 葬祭諸費	88,680	1,700	90,380
3 老人保健拠出金		5,396,202	74,070	5,470,272
	1 老人保健拠出金	5,396,202	74,070	5,470,272
4 介護納付金		1,233,324	△ 3,061	1,230,263
	1 介護納付金	1,233,324	△ 3,061	1,230,263
6 保健事業費		105,573	2,425	107,998
	1 保健事業費	105,573	2,425	107,998

7 基金積立金		132,275	32,407	164,682
	1 基金積立金	132,275	32,407	164,682
9 諸支出金		12,140	63	12,203
	1 償還金及び還付加算金	12,139	63	12,202
10 予備費		167,192	△ 48,235	118,957
	1 予備費	167,192	△ 48,235	118,957
歳 出 合 計		23,336,112	67,420	23,403,532

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定)	平成16年度～平成17年度	84,385

平成16年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算(第3号)
平成16年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算(第3号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,662,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,894,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		17,034,506	2,013,081	19,047,587
	1 支払基金交付金	17,034,506	2,013,081	19,047,587
2 国庫支出金		7,403,044	198,699	7,601,743
	1 国庫負担金	7,395,956	193,448	7,589,404
	2 国庫補助金	7,088	5,251	12,339
3 県支出金		1,845,322	101,308	1,946,630
	1 県負担金	1,845,322	101,308	1,946,630
4 繰入金		1,902,174	40,675	1,942,849
	1 繰入金	1,902,174	40,675	1,942,849
5 繰越金		1	296,509	296,510

	1 繰越金	1	296,509	296,510
6 諸収入		46,513	12,688	59,201
	1 雑入	46,513	12,688	59,201
歳入合計		28,231,560	2,662,960	30,894,520

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		73,160	△ 9,302	63,858
	1 総務管理費	73,160	△ 9,302	63,858
2 医療諸費		28,095,465	2,685,195	30,780,660
	1 医療諸費	28,095,465	2,685,195	30,780,660
5 前年度繰上充用金		12,933	△ 12,933	0
	1 前年度繰上充用金	12,933	△ 12,933	0
歳出合計		28,231,560	2,662,960	30,894,520

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定)	平成16年度～平成17年度	2,760

平成16年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)
平成16年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,495千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,226,813千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		4,870,500	23,854	4,894,354
	1 支払基金交付金	4,870,500	23,854	4,894,354
8 繰越金		363,220	326,641	689,861
	1 繰越金	363,220	326,641	689,861

歳 入 合 計	15,876,318	350,495	16,226,813
---------	------------	---------	------------

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		15,169,207	△ 151,686	15,017,521
	1 介護サービス等諸費	14,652,846	△ 151,686	14,501,160
4 基金積立金		43,721	513,006	556,727
	1 基金積立金	43,721	513,006	556,727
7 予 備 費		64,825	△ 10,825	54,000
	1 予備費	64,825	△ 10,825	54,000
歳 出 合 計		15,876,318	350,495	16,226,813

第2表 債務負担行為補正 (追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成16年度設定)	平成16年度～平成17年度	28,263

平成16年度秋田市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成16年度秋田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成16年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(2) 年間患者数			
入 院	155,490人	△9,520人	145,970人
外 来	354,576人	7,043人	361,619人
(3) 一日平均患者数			
入 院	426人	△26人	400人
外 来	1,328人	26人	1,354人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,169,052	△18,634	9,150,418
	千円	千円	千円
第1項 医業収益	8,163,520	△36,875	8,126,645
	千円	千円	千円
第2項 医業外収益	1,005,531	16,067	1,021,598

	千円	千円	千円
第3項 特別利益	1	2,174	2,175
	千円	千円	千円

支 出

第1款 病院事業費用	9,199,316	6,548	9,205,864
	千円	千円	千円
第1項 医業費用	8,767,984	18,949	8,786,933
	千円	千円	千円
第2項 医業外費用	404,032	△2,401	401,631
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	26,800	△10,000	16,800
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「293,251千円」を「302,393千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「575千円」を「458千円」に、過年度分損益勘定留保資金「292,676千円」を「301,935千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	507,822	△34,100	473,722
	千円	千円	千円
第1項 企業債	307,000	△34,100	272,900
	千円	千円	千円

支 出				配水管布設			
第1款 資本的支出	801,073	△24,958	776,115	10,918	123	11,041	
	千円	千円	千円	m	m	m	
第1項 建設改良費	335,366	△24,958	310,408	13,452	△140	13,312	
	千円	千円	千円	m	m	m	
(債務負担行為)				(回) 新都市水道整備工事			
第5条 予算第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。				配水管布設	1,300	29	1,329
(債務負担行為)					m	m	m
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。				(イ) 施設改良工事			
事 項	期 間	限 度 額		配水管布設	1,020	△23	997
施設設備管理費	平成16年度から	1,034,554千円			m	m	m
及び機器使用料等	17年度まで			配水管布設替	570	204	774
					m	m	m
(企業債)				(収益的収入及び支出)			
第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。				第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	307,000	△34,100	272,900	収 入			
	千円	千円	千円	第1款 上水道事業収益	7,612,177	△26,903	7,585,274
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)					千円	千円	千円
第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。				第1項 営業収益	7,408,954	△5,583	7,403,371
	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)		千円	千円	千円
(1) 職員給与費	4,686,094	△49,767	4,636,327	第2項 営業外収益	203,213	△21,320	181,893
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
(他会計からの補助金)				第2款 簡易水道事業収益	147,681	△241	147,440
第8条 予算第9条中「136,002千円」を「124,819千円」に改める。					千円	千円	千円
				第1項 営業収益	85,107	2,205	87,312
					千円	千円	千円
				第2項 営業外収益	62,574	△2,446	60,128
					千円	千円	千円
				収 入 合 計	7,759,858	△27,144	7,732,714
					千円	千円	千円
				支 出			
				第1款 上水道事業費用	7,480,301	△143,019	7,337,282
					千円	千円	千円
				第1項 営業費用	5,982,274	△152,584	5,829,690
					千円	千円	千円
				第2項 営業外費用	1,485,172	7,565	1,492,737
					千円	千円	千円
				第3項 特別損失	11,224	2,000	13,224
					千円	千円	千円
				第2款 簡易水道事業費用	140,509	△241	140,268
					千円	千円	千円
				第1項 営業費用	59,822	△241	59,581
					千円	千円	千円
				支 出 合 計	7,620,810	△143,260	7,477,550
					千円	千円	千円
				(資本的収入及び支出)			
				第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,908,346千円」を「1,924,193千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「52,392千円」を「49,939千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,486,405千円」を「1,504,705千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 上水道資本的収入	1,711,338	△51,445	1,659,893
	千円	千円	千円
第5項 負担金及び寄附金	426,746	△51,445	375,301
	千円	千円	千円
収 入 合 計	2,124,795	△51,445	2,073,350
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 上水道資本的支出	3,938,611	△35,598	3,903,013
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	1,889,701	△35,598	1,854,103
	千円	千円	千円
支 出 合 計	4,033,141	△35,598	3,997,543
	千円	千円	千円
(特例的収入及び支出)			
第5条 予算第4条の2中「50,696千円」を「3,272千円」に、「330,934千円」を「1,544千円」にそれぞれ改める。			
(他会計からの補助金)			
第6条 予算第9条中「169,001千円」を「166,537千円」に改める。			
(利益剰余金の処分)			
第7条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「85,833千円」を「196,745千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。			
	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減債積立金	85,833	110,912	196,745
	千円	千円	千円
平成16年度秋田市交通事業会計補正予算(第1号)			
(総則)			
第1条 平成16年度秋田市交通事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(収益的収入及び支出)			
第2条 平成16年度秋田市交通事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 自動車運送事業収益	249,914	901,670	1,151,584
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	183,795	△9,425	174,370
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	66,119	911,094	977,213
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	-	1	1
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 自動車運送事業費用	941,865	△630	941,235
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	915,716	3,293	919,009
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	23,149	△3,923	19,226
	千円	千円	千円

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
第3条 予算第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、予算第3条の次に次の2条を加える。			
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	-	11,328	11,328
	千円	千円	千円
第1項 固定資産売却代金	-	11,328	11,328
	千円	千円	千円
(債務負担行為)			
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。			
事 項	期 間	限 度 額	
施設設備管理費及び機器使用料等	平成16年度から17年度まで	8,171千円	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。			
	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 職員給与費	761,318	9,965	771,283
	千円	千円	千円
(他会計からの補助金)			
第5条 予算第8条中「57,292千円」を「968,893千円」に改める。			
平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算(第4号)			
(総則)			
第1条 平成16年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。			
(業務の予定量)			
第2条 平成16年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。			
	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(2) 年間総処理水量	40,902,282	616,481	41,518,763
	m ³	m ³	m ³
(3) 一日平均処理水量	113,551	1,688	115,239
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管渠建設			
管渠布設	26,975	1,132	28,107
	m	m	m
管渠布設替	990	62	1,052
	m	m	m
(ロ) 特定環境保全公共下水道			
管渠布設	358	△27	331
	m	m	m
(収益的収入及び支出)			
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		42,158,338
	1 市民税	16,470,602
	2 固定資産税	21,835,888
	3 軽自動車税	402,002
	4 市たばこ税	2,132,402
	5 鉱産税	6,520
	6 特別土地保有税	1,052
	7 入湯税	13,388
	8 事業所税	1,296,484
2 地方譲与税		2,468,289
	1 所得譲与税	1,183,846
	2 自動車重量譲与税	911,236
	3 地方道路譲与税	304,633
	4 特別とん譲与税	28,574
	5 航空機燃料譲与税	40,000
3 利子割交付金		125,456
	1 利子割交付金	125,456
4 配当割交付金		24,739
	1 配当割交付金	24,739
5 株式等譲渡所得割交付金		129
	1 株式等譲渡所得割交付金	129
6 地方消費税交付金		3,263,712
	1 地方消費税交付金	3,263,712
7 ゴルフ場利用税交付金		96,353
	1 ゴルフ場利用税交付金	96,353

8 自動車取得税交付金		346,829
	1 自動車取得税交付金	346,829
9 国有提供施設等所在市助成交付金		10,425
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	10,425
10 地方特例交付金		1,477,573
	1 地方特例交付金	1,477,573
11 地方交付税		22,819,000
	1 地方交付税	22,819,000
12 交通安全対策特別交付金		103,200
	1 交通安全対策特別交付金	103,200
13 分担金及び負担金		1,066,557
	1 分担金	315
	2 負担金	1,066,242
14 使用料及び手数料		2,421,532
	1 使用料	1,571,993
	2 手数料	849,539
15 国庫支出金		12,940,946
	1 国庫負担金	10,056,670
	2 国庫補助金	2,784,297
	3 委託金	99,979
16 県支出金		3,856,103
	1 県負担金	1,294,158
	2 県補助金	1,965,031
	3 委託金	596,914
17 財産収入		613,976
	1 財産運用収入	202,534
	2 財産売払収入	411,442

18 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
19 繰 入 金		1,735,801
	1 特別会計繰入金	18,382
	2 基金繰入金	1,717,419
20 繰 越 金		898,000
	1 繰越金	898,000
21 諸 収 入		6,307,441
	1 延滞金、加算金及び過料	17,135
	2 市預金利子	940
	3 貸付金元利収入	5,448,779
	4 受託事業収入	148,745
	5 雑入	691,842
22 市 債		14,641,600
	1 市債	14,641,600
歳 入 合 計		117,376,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		755,654
	1 議会費	755,654
2 総 務 費		16,819,260
	1 総務管理費	14,781,655
	2 徴税費	1,116,070
	3 戸籍住民基本台帳費	288,885
	4 選挙費	287,274
	5 統計調査費	238,373
	6 監査委員費	107,003

3 民生費		30,317,334
	1 社会福祉費	13,852,451
	2 児童福祉費	8,146,149
	3 生活保護費	8,268,845
	4 国民年金費	48,725
	5 災害救助費	1,164
4 衛生費		9,223,099
	1 環境衛生費	308,979
	2 保健所費	1,993,323
	3 清掃費	5,056,068
	4 病院費	1,327,374
	5 上水道費	342,819
	6 食肉衛生検査所費	194,536
5 労働費		497,758
	1 労働諸費	497,758
6 農林水産業費		2,282,836
	1 農業費	1,861,922
	2 林業費	420,914
7 商工費		6,357,646
	1 商工費	6,357,646
8 土木費		19,395,395
	1 土木管理費	442,819
	2 道路橋りょう費	5,208,846
	3 河川費	227,852
	4 港湾費	445,438
	5 都市計画費	6,750,231
	6 下水道費	5,873,627

	7 住宅費	446,582
9 消 防 費		3,598,144
	1 消防費	3,598,144
10 教 育 費		12,066,829
	1 教育総務費	1,726,058
	2 小学校費	3,225,659
	3 中学校費	1,782,496
	4 高等学校費	903,047
	5 社会教育費	2,308,760
	6 保健体育費	1,302,674
	7 専修学校費	106,872
	8 短期大学費	711,263
11 災害復旧費		5
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,954,288
	1 公債費	15,954,288
13 諸 支 出 金		27,752
	1 公営企業費	27,751
	2 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		117,376,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税地理情報システム構築事業	平成17年度～平成21年度	633,150

農業経営基盤強化資金利子補給	平成17年度～平成41年度	3,594
かんがい排水事業資金償還金補給（五十丁地区）	平成17年度～平成22年度	30,375
設備近代化資金・空き店舗等 利用資金利子補給	平成17年度～平成22年度	8,940
中小製造業設備投資資金利子補給	平成17年度～平成24年度	40,004
中小企業用地取得資金利子補給 （平成17年度設定）	平成17年度～平成20年度	1,689
バス交通総合改善事業	平成17年度～平成18年度	50,000

第3表 市債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	3,909,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	11,800			
清掃費	457,600			
農業費	231,200			
林業費	28,800			
商工費	15,200			
道路橋りょう費	2,249,800			
土地区画整理費	635,700			
街路事業費	1,595,400			
公園整備費	319,700			
都市拠点総合整備費	8,300			
住宅費	30,800			
消防費	344,700			
小学校費	133,100			
中学校費	151,200			
保健体育費	629,600			
減税補てん債	530,000			
臨時財政対策債	3,359,200			
計	14,641,600			

平成17年度秋田市土地区画整理会計予算
平成17年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,575,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		554,450
	1 国庫補助金	554,450
2 換地清算金		32,068
	1 換地清算金	32,068
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		956,172
	1 繰入金	956,172
5 繰越金		33,200
	1 繰越金	33,200
歳 入 合 計		1,575,891

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,569,891
	1 土地区画整理費	1,569,891
2 公債費		5,000
	1 公債費	5,000
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,575,891

平成17年度秋田市市有林会計予算
平成17年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところに

よる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規

定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,667
	1 財産運用収入	2,662
	2 財産売払収入	3
	3 分収林収入	2
2 繰入金		130,297
	1 繰入金	130,297
3 繰越金		15,000
	1 繰越金	15,000
4 諸収入		579
	1 雑入	579
5 市債		32,600
	1 市債	32,600
歳 入 合 計		181,143

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		39,888
	1 総務管理費	39,888
2 事業費		43,290
	1 造林事業費	43,290
3 公債費		96,568
	1 公債費	96,568
4 諸支出金		897

	1 分収交付金	897
5 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		181,143

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	32,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	32,600			

平成17年度秋田市市営基地会計予算

平成17年度秋田市の市営基地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		35,516
	1 使用料	17,946
	2 手数料	17,570
2 県支出金		10
	1 委託金	10
3 繰入金		12,000
	1 繰入金	12,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		56

	1 雑入	56
歳 入	合 計	47,583

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		34,483
	1 総務管理費	31,326
	2 繰出金	3,157
2 事業費		12,000
	1 事業費	12,000
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	47,583

平成17年度秋田市中央卸売市場会計予算
平成17年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ654,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		302,088
	1 使用料	302,087
	2 手数料	1
2 繰入金		159,204
	1 繰入金	159,204
3 繰越金		1
	1 繰越金	1

4 諸 収 入		193,537
	1 貸付金元利収入	84,325
	2 雑入	109,212
歳 入 合 計		654,830

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		464,763
	1 総務管理費	464,763
2 事 業 費		2,950
	1 中央卸売市場施設整備費	2,950
3 公 債 費		186,117
	1 公債費	186,117
4 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		654,830

平成17年度秋田市農業集落排水会計予算

平成17年度秋田市の農業集落排水会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,569,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定によ

り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		40,835
	1 分担金	40,835
2 使用料及び手数料		132,290
	1 使用料	132,290

3 県支出金		543,225
	1 県補助金	543,225
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 繰入金		333,019
	1 一般会計繰入金	327,316
	2 基金繰入金	5,703
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		31,808
	1 雑入	31,808
8 市債		488,400
	1 市債	488,400
歳 入	合 計	1,569,579

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		226,128
	1 総務管理費	226,128
2 事業費		1,005,820
	1 農業集落排水事業費	986,350
	2 個別排水処理事業費	19,470
3 公債費		337,131
	1 公債費	337,131
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,569,579

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給	平成17年度～平成26年度	2,817
水洗便所改造資金損失補償	平成17年度～平成26年度	1,000

第3表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業費	447,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
個別排水処理事業費	17,400			
資本費平準化債	24,000			
計	488,400			

平成17年度秋田市大森山動物園会計予算

平成17年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ415,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		73,799
	1 使用料	73,799
2 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
3 繰 入 金		338,333
	1 繰入金	338,333
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		3,220
	1 雑入	3,220

歳 入 合 計	415,354
---------	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		304,565
	1 総務管理費	304,565
2 事業費		4,000
	1 動物園施設整備費	4,000
3 公債費		105,789
	1 公債費	105,789
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		415,354

平成17年度秋田市廃棄物発電会計予算
平成17年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,338千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、126,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 発電収入		127,337
	1 発電収入	127,337
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		127,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		43,661
	1 総務管理費	43,661

2 繰 出 金		15,225
	1 一般会計繰出金	15,225
3 公 債 費		67,452
	1 公債費	67,452
4 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		127,338

平成17年度秋田市国民健康保険事業会計予算
 平成17年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,278,753千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		8,985,651
	1 国民健康保険税	8,985,651
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,833,889
	1 国庫負担金	5,977,646
	2 国庫補助金	1,856,243
4 療養給付費交付金		5,961,543
	1 療養給付費交付金	5,961,543
5 県支出金		987,864
	1 県負担金	131,539
	2 県補助金	856,325

6 共同事業交付金		510,632
	1 共同事業交付金	510,632
7 財産収入		33
	1 財産運用収入	33
8 繰入金		1,990,890
	1 一般会計繰入金	1,990,890
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		8,249
	1 延滞金、加算金及び過料	1,405
	2 預金利子	1
	3 雑入	6,843
歳 入 合 計		26,278,753

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		174,073
	1 総務管理費	74,241
	2 徴税費	94,730
	3 運営協議会費	1,011
	4 収納率向上特別対策事業費	4,091
2 保険給付費		18,072,431
	1 療養諸費	16,118,349
	2 高額療養費	1,762,328
	3 移送費	4
	4 出産育児諸費	88,500
	5 葬祭諸費	103,250
3 老人保健拠出金		5,648,659

	1 老人保健拠出金	5,648,659
4 介護納付金		1,515,357
	1 介護納付金	1,515,357
5 共同事業拠出金		526,837
	1 共同事業拠出金	526,837
6 保健事業費		121,308
	1 保健事業費	121,308
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		6,000
	1 公債費	6,000
9 諸支出金		14,087
	1 償還金及び還付加算金	14,086
	2 一部負担金	1
10 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		26,278,753

平成17年度秋田市老人保健医療事業会計予算
平成17年度秋田市の老人保健医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,274,341千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		18,191,741
	1 支払基金交付金	18,191,741
2 国庫支出金		8,656,069
	1 国庫負担金	8,645,738
	2 国庫補助金	10,331

3 県支出金		2,161,430
	1 県負担金	2,161,430
4 繰入金		2,265,095
	1 繰入金	2,265,095
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		5
	1 雑入	5
歳 入 合 計		31,274,341

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		63,021
	1 総務管理費	63,021
2 医療諸費		31,161,316
	1 医療諸費	31,161,316
3 諸支出金		4
	1 償還金及び還付加算金	4
4 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		31,274,341

平成17年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
平成17年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,388千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		22,679

	1 繰入金	22,679
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		33,097
	1 貸付金元利収入	33,096
	2 雑入	1
4 市債		42,611
	1 市債	42,611
歳入合計		98,388

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		98,388
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	98,388
歳出合計		98,388

第2表 市債 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	42,611	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。
計	42,611			

平成17年度秋田市介護保険事業会計予算

平成17年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,699,403千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,746,067

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

	1 介護保険料	2,746,067
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		3,785,275
	1 国庫負担金	3,069,099
	2 国庫補助金	716,176
4 支払基金交付金		4,910,558
	1 支払基金交付金	4,910,558
5 県支出金		1,918,188
	1 県負担金	1,918,188
6 財産収入		47
	1 基金運用収入	47
7 繰入金		2,267,266
	1 一般会計繰入金	2,165,944
	2 基金繰入金	101,322
8 繰越金		71,998
	1 繰越金	71,998
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		15,699,403

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		275,749
	1 総務管理費	275,749
2 保険給付費		15,345,499
	1 介護サービス等諸費	14,734,996

	2 支援サービス等諸費	479,971
	3 高額介護サービス等費	98,526
	4 その他諸費	32,006
3 財政安定化基金拠出金		22,712
	1 財政安定化基金拠出金	22,712
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
6 諸支出金		4,442
	1 償還金及び還付加算金	4,442
7 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		15,699,403

平成17年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 468床
- (2) 年 間 患 者 数
 - 入 院 149,650人
 - 外 来 356,712人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
 - 入 院 410人
 - 外 来 1,336人
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
 - B C R 系 統 空 調 設 備 整 備 一式
 - 医 療 機 械 購 入 13品目

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 9,209,289千円 |
| 第1項 医業収益 | 8,242,183千円 |
| 第2項 医業外収益 | 967,105千円 |
| 第3項 特別利益 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 9,185,644千円 |

- 第1項 医業費用 8,769,886千円
- 第2項 医業外費用 385,128千円
- 第3項 特別損失 28,630千円
- 第4項 予備費 2,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額408,185千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額590千円及び過年度分損益勘定留保資金407,595千円で補てんするものとする。)

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 609,036千円 |
| 第1項 企業債 | 381,300千円 |
| 第2項 出資金 | 227,736千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,017,221千円 |
| 第1項 建設改良費 | 413,133千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 604,088千円 |
- (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良費
- 限度額 381,300千円
- 起債の方法 証書借入
- 利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り)

入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,649,665千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、161,126千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,585,000千円と定める。

平成17年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(上水道)	(簡易水道)	(計)
(1) 給水戸数	139,390	4,280	143,670
	戸	戸	戸
(2) 年間総配水量	41,237,686	1,313,167	42,550,853
	m ³	m ³	m ³
(3) 一日平均配水量	112,980	3,597	116,577
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備工事			
配水管布設		12,355m	
配水管布設替		16,001m	
(ロ) 新都市水道整備工事			
配水管布設		1,080m	
(ハ) 施設改良工事			
配水管布設		1,023m	
配水管布設替		565m	
仁井田・豊岩浄水場施設整備			一式
(ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事			
配水管布設		10,000m	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 上水道事業収益	7,640,516千円
第1項 営業収益	7,510,174千円
第2項 営業外収益	130,332千円
第3項 特別利益	10千円
第2款 簡易水道事業収益	363,520千円
第1項 営業収益	277,255千円

第2項 営業外収益	86,265千円
収 入 合 計	8,004,036千円
支 出	

第1款 上水道事業費用	7,474,931千円
第1項 営業費用	6,088,855千円
第2項 営業外費用	1,372,944千円
第3項 特別損失	11,332千円
第4項 予備費	1,800千円
第2款 簡易水道事業費用	401,559千円
第1項 営業費用	276,374千円
第2項 営業外費用	124,464千円
第3項 特別損失	114千円
第4項 予備費	607千円
支 出 合 計	7,876,490千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,468,494千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,832千円、減債積立金196,745千円、過年度分損益勘定留保資金509,142千円、当年度分損益勘定留保資金1,691,775千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 上水道資本的収入	1,780,979千円
第1項 企業債	1,100,900千円
第2項 出資金	79,809千円
第3項 補助金	206,018千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 負担金及び寄附金	394,242千円
第2款 簡易水道資本的収入	419,742千円
第1項 企業債	184,500千円
第2項 出資金	93,546千円
第3項 補助金	135,000千円
第4項 負担金及び寄附金	6,696千円
収 入 合 計	2,200,721千円

支 出

第1款 上水道資本的支出	4,154,882千円
第1項 建設改良費	2,050,911千円
第2項 企業債償還金	2,103,971千円
第2款 簡易水道資本的支出	514,333千円
第1項 建設改良費	364,558千円
第2項 企業債償還金	149,775千円
支 出 合 計	4,669,215千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	平成17年度から22年度まで	336千円
水道事業変更認可申請書及び水道事業基本計画作成業務委託	平成17年度から18年度まで	34,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法

は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,285,400千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,824,915千円
(2) 交際費	100千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、169,464千円である。

（利益剰余金の処分）

第10条 当年度末処分利益剰余金56,042千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	56,042千円
-----------	----------

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成17年度秋田市交通事業会計予算

（総則）

第1条 平成17年度秋田市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車両数	11両
(2) 年間走行キロメートル及び輸送人員	
走行キロメートル	280,000キロメートル
輸送人員	307,000人
(3) 一日平均走行キロメートル及び輸送人員	
走行キロメートル	767キロメートル
輸送人員	841人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 自動車運送事業収益	100,157千円
第1項 営業収益	58,032千円
第2項 営業外収益	42,125千円
支 出	
第1款 自動車運送事業費用	701,034千円
第1項 営業費用	685,705千円
第2項 営業外費用	12,329千円
第3項 予備費	3,000千円

（一時借入金）

第4条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	564,475千円
(2) 交際費	200千円

（他会計からの補助金）

第6条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,251千円である。

平成17年度秋田市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成17年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	93,937戸
(2) 年間総処理水量	42,298,762m ³
(3) 一日平均処理水量	115,887m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	27,531m
管渠布設替	803m
(ロ) ポンプ場建設	
中島・新屋・川口他ポンプ場施設整備	一式
(ハ) 処理場建設	
八橋終末処理場施設整備	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,461m

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,354,655千円の財源に充てるため、企業債（資本費平準化債）41,300千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,053,508千円
第1項 営業収益	7,470,300千円
第2項 営業外収益	2,563,593千円
第3項 特別利益	19,615千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	9,962,598千円
第1項 営業費用	6,499,828千円
第2項 営業外費用	3,450,119千円
第3項 特別損失	10,101千円
第4項 予備費	2,550千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,644,053千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,670千円、過年度分損益勘定留保資金724,160千円及び当年度分損益勘定留保資金2,874,223千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	10,387,126千円
第1項 企業債	7,584,900千円

第2項 出 資 金	954,328千円
第3項 補 助 金	1,528,480千円
第4項 負 担 金	314,013千円
第5項 固定資産売却代金	5,405千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	14,031,179千円
第1項 建 設 改 良 費	5,716,876千円
第2項 企 業 債 償 還 金	8,314,303千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成17年度から 22年度まで	25,170千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成17年度から 22年度まで	37,250千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費、企業債償還金並びに支払利息及び企業債取扱諸費

限 度 額 7,626,200千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 756,420千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,559,461千円である。

秋田市告示第83号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年3月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
336	東通八丁目2番1号	ビッグフレック東通店

秋田市告示第84号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年3月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成16年度市税督促状

秋田市告示第85号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規則(昭和45年秋田市規則第2号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規則第11条の規定により告示する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定排水設備工事業者

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
天 野 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	天野 好規	潟上市天王字長沼144番地99
有 限 会 社 坂本水道工業	坂本 節男	仙北郡美郷町金沢字長岡森155番地3

2 指定期間

平成17年3月30日から平成19年10月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

川原田町内会

2 認可年月日

平成16年8月23日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺町戸島字向川原(一部)、同町松淵字川原田、同町同字行人塚、同町同字捨り水、同町同字街道北(一部)、同町同字街道北下段(一部)、同町同字小川原、同町同字岩箱向、同町同字川原田家ノ後(一部)の区域とする。

変更後 秋田市河辺戸島のうち字向川原の一部並びに秋田市河辺松淵のうち字川原田、字行人塚、字捨り水、字街道北の一部、字街道北下段の一部、字小川原、字岩箱向および字川原田家ノ後の一部の区域

事務所

変更前 秋田県河辺郡河辺町松淵字小川原16番地2

変更後 秋田県秋田市河辺松淵字小川原16番地2

代表者の氏名及び住所

変更前 小 松 慶 勝

河辺町松測字川原田28番地3
変更後 大 山 峯 雄
秋田市河辺松測字行人塚22番地

- 4 変更年月日
平成17年 3月30日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸島、白熊部落融和会
- 2 認可年月日
平成 4年 3月11日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺町大字戸島の内、字向川原及び七曲台を除く区域とする。

変更後 秋田市大字河辺戸島の内、字向川原及び七曲台を除く区域

事務所

変更前 秋田県河辺郡河辺町戸島字本町286番地

変更後 秋田県秋田市河辺戸島字本町286番地

代表者の氏名及び住所

変更前 関 清 秋

河辺町戸島字本町286番地

変更後 関 清 秋

秋田市河辺戸島字本町286番地

- 4 変更年月日
平成17年 3月30日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市御所野元町四丁目町内会
- 2 認可年月日
平成 4年 3月27日
- 3 変更があった事項およびその内容

事務所

変更前 秋田市御所野元町四丁目 4番14号

変更後 秋田市御所野元町四丁目 8番20号

- 4 変更年月日
平成17年 3月30日
- 5 変更の理由
住居表示変更による

秋田市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
石田坂町内会
- 2 認可年月日
平成12年 2月14日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 秋田市豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢、同市豊岩石田坂字上野、同市豊岩石田坂字坂ノ下、同市豊岩石田坂字碓、同市豊岩石田坂字高森、同市豊岩石田坂字西ノ田の全域、同市豊岩石田坂字九十田120番および同市豊岩石田坂字九十田140番1から174番1までの区域とする。

変更後 秋田市豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢、同市豊岩石田坂字上野、同市豊岩石田坂字坂ノ下、同市豊岩石田坂字碓、同市豊岩石田坂字高森、同市豊岩石田坂字西ノ田の全域、同市豊岩石田坂字九十田120番および同市豊岩石田坂字九十田117番52ならびに同市豊岩石田坂字九十田140番1から174番1までの区域とする。

- 4 変更年月日
平成17年 3月30日
- 5 変更の理由
周辺の宅地開発による

秋田市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
川原町内会
- 2 認可年月日
平成16年12月16日
- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 永 井 貢

秋田市太平中関字八幡野 2番地

変更後 村 井 専 一

秋田市太平中関字川原105番地

- 4 変更年月日
平成17年 3月30日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市都市公園条例別表第3に掲げる各施設および秋田市太平山スキー場使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市仁別字マンタラメ213番地
 太平山観光開発株式会社
 代表取締役社長 成 田 和 雄

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、雄物川河川緑地野球場、テニスコートおよび一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ、弓道場使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地の1
 財団法人秋田市総合振興公社
 理事長 木 川 久 夫

2 委託期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

秋田市告示第94号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書きの規定により指定した出納取扱金融機関および収納取扱金融機関を次のとおり取消するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 出納取扱金融機関

株式会社 秋田銀行

2 収納取扱金融機関

株式会社 北都銀行
 株式会社 みずほ銀行
 株式会社 七十七銀行
 株式会社 荘内銀行
 株式会社 岩手銀行
 株式会社 みちのく銀行
 株式会社 山形しあわせ銀行
 株式会社 北日本銀行
 秋田信用金庫
 秋田県信用組合
 あすか信用組合
 ウリ信用組合
 新あきた農業協同組合
 東北労働金庫
 日本郵政公社

3 取消年月日

平成17年4月1日

秋田市告示第95号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	神内岩見線	秋田市河辺神内字坂ノ下47番5地先 秋田市河辺三内字道山3番4地先	6,586.00	6.80 ～ 10.00
	新	神内岩見線	秋田市河辺神内字坂ノ下47番5地先 秋田市河辺三内字道山3番4地先	6,586.00	6.80 ～ 10.00
市道	旧	高岡大沢線	秋田市河辺高岡字河原田下段361番地先 秋田市河辺大沢字中田93番地先	2,372.00	4.00 ～ 8.50
	新	高岡大沢線	秋田市河辺高岡字河原田下段361番地先 秋田市河辺大沢字中田93番地先	2,368.00	4.00 ～ 8.50
市道	旧	豊成丸山線	秋田市河辺戸島字大古川5番地先 秋田市河辺畑谷字岱219番1地先	965.20	2.50 ～ 5.60
	新	豊成丸山線	秋田市河辺戸島字大古川5番地先 秋田市河辺畑谷字岱219番1地先	963.00	2.50 ～ 5.60
市道	旧	畑谷1号線	秋田市河辺畑谷字中村227番地先 秋田市河辺畑谷字中村210番地先	312.50	3.20 ～ 3.50
	新	畑谷1号線	秋田市河辺畑谷字中村227番地先 秋田市河辺畑谷字中村210番地先	298.40	3.20 ～ 5.80
市道	旧	小高線	秋田市河辺北野田高野字榊表42番12地先 秋田市河辺北野田高野字務沢107番地先	634.90	2.30 ～ 11.60
	新	小高線	秋田市河辺北野田高野字榊表42番12地先 秋田市河辺北野田高野字務沢107番地先	651.30	2.30 ～ 11.60

市道	旧	黒沼3号線	秋田市河辺北野田高野字神田181番地先 秋田市河辺北野田高野字神田127番地先	291.50	3.10 ～ 3.80
	新	黒沼3号線	秋田市河辺北野田高野字神田181番地先 秋田市河辺北野田高野字神田127番地先	291.50	3.50 ～ 4.30
市道	旧	河辺小学校線	秋田市河辺和田字岡村268番地先 秋田市河辺和田字岡村248番1地先	312.50	4.30 ～ 6.20
	新	河辺小学校線	秋田市河辺和田字岡村268番地先 秋田市河辺和田字岡村248番1地先	312.50	5.70 ～ 8.70
市道	旧	坂本大張野線	秋田市河辺和田字宮崎136番地先 秋田市河辺大張野字水口沢124番1地先	1,088.20	3.00 ～ 6.00
	新	坂本大張野線	秋田市河辺和田字宮崎136番地先 秋田市河辺大張野字水口沢124番1地先	1,088.20	5.70 ～ 8.70
市道	旧	坂本諸井線	秋田市河辺和田字坂本北622番地先 秋田市河辺諸井字下諸井153番地先	1,060.70	3.70 ～ 8.50
	新	坂本諸井線	秋田市河辺和田字坂本北622番地先 秋田市河辺諸井字下諸井153番地先	1,060.70	3.70 ～ 8.50
市道	旧	坂本1号線	秋田市河辺和田字坂本北575番2地先 秋田市河辺和田字坂本北508番地先	288.00	5.00 ～ 6.60
	新	坂本1号線	秋田市河辺和田字坂本北575番2地先 秋田市河辺和田字坂本北508番地先	288.00	5.00 ～ 6.60
市道	旧	大張野駅線	秋田市河辺神内字四国13番2地先 秋田市河辺大張野字道ノ下171番11地先	863.50	3.90 ～ 6.10
	新	大張野駅線	秋田市河辺神内字四国13番2地先 秋田市河辺大張野字道ノ下171番11地先	863.50	3.90 ～ 6.50
市道	旧	赤平1号線	秋田市河辺赤平字田中115番地先 秋田市河辺赤平字田中183番地先	863.50	3.70 ～ 5.40
	新	赤平1号線	秋田市河辺赤平字田中115番地先 秋田市河辺赤平字田中183番地先	863.50	4.00 ～ 6.40
市道	旧	赤平2号線	秋田市河辺赤平字中村1番1地先 秋田市河辺赤平字小曾根53番1地先	384.00	5.10 ～ 6.00
	新	赤平2号線	秋田市河辺赤平字中村1番1地先 秋田市河辺赤平字小曾根53番1地先	376.90	5.10 ～ 6.00
市道	旧	奥出線	秋田市河辺神内字妙見5番3地先 秋田市河辺神内字妙見24番1地先	489.60	3.50 ～ 9.20
	新	奥出線	秋田市河辺神内字妙見5番3地先 秋田市河辺神内字妙見24番1地先	518.70	3.50 ～ 9.20
市道	旧	井戸尻台線	秋田市河辺戸島字井戸尻下3番2地先 秋田市河辺戸島字井戸尻台261番1地先	1,185.00	2.80 ～ 4.00
	新	井戸尻台線	秋田市河辺戸島字井戸尻下3番2地先 秋田市河辺戸島字井戸尻台261番1地先	1,197.80	2.80 ～ 6.00
市道	旧	山根2号線	秋田市河辺高岡字川原田282番2地先 秋田市河辺高岡字川原田142番2地先	343.30	2.10 ～ 4.80
	新	山根2号線	秋田市河辺高岡字川原田282番2地先 秋田市河辺高岡字川原田142番2地先	335.70	2.10 ～ 6.50
市道	旧	神内大又1号線	秋田市河辺神内字坂ノ下1番3地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番1地先	12,024.80	3.80 ～ 16.00
	新	神内大又1号線	秋田市河辺神内字坂ノ下1番3地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番1地先	11,925.30	3.80 ～ 16.00
市道	旧	畑谷線	秋田市河辺戸島字下久保21番地先 秋田市河辺畑谷字大又58番地先	1,378.50	4.50 ～ 6.10
	新	畑谷線	秋田市河辺戸島字下久保21番地先 秋田市河辺畑谷字大又58番地先	1,746.80	4.50 ～ 6.10
市道	旧	坂本下川原線	秋田市河辺和田字坂本北291番5地先 秋田市河辺諸井字下川原188番3地先	306.60	1.40 ～ 9.50

新	坂本下川原線	秋田市河辺和田字坂本北291番5地先 秋田市河辺諸井字下川原188番3地先	309.40	5.00 ～ 9.50
---	--------	--	--------	-------------------

2 供用開始の期日
平成17年3月31日

3 縦覧期間
平成17年3月31日から
平成17年4月13日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第96号

市道路線の区域変更に関する告示

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	土崎環状線	秋田市土崎港相染町字土浜38番地先 秋田市寺内字後城73番1地先	6,221.20	4.80 ～ 16.80
	新	土崎環状線	秋田市土崎港相染町字土浜38番地先 秋田市寺内字後城73番1地先	6,221.20	4.60 ～ 16.80
市道	旧	仁井田新中島 茨島六丁目線	秋田市仁井田字新中島1023番1地先 秋田市茨島六丁目378番2地先	2,708.70	20.00
	新	仁井田新中島 茨島六丁目線	秋田市仁井田字新中島1023番1地先 秋田市茨島六丁目378番2地先	2,669.90	20.00
市道	旧	牛島茨島3号線	秋田市牛島西一丁目363番1地先 秋田市茨島七丁目470番23地先	1,462.20	4.40 ～ 15.00
	新	牛島茨島3号線	秋田市牛島西一丁目363番1地先 秋田市茨島七丁目470番23地先	1,411.00	4.40 ～ 17.00
市道	旧	泉外旭川線	秋田市泉菅野一丁目1番30地先 秋田市外旭川字木崎80番1地先	1,827.80	6.00 ～ 35.00
	新	泉外旭川線	秋田市泉菅野一丁目1番30地先 秋田市外旭川字木崎80番1地先	1,826.40	6.00 ～ 35.00

2 縦覧期間
平成17年3月31日から
平成17年4月13日まで

市道路線を次のとおり供用開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第97号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

1 道路の供用開始の区間

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1007	土崎環状線	秋田市土崎港相染町字土浜38番地先 秋田市土崎港相染町字沼端160番地先
1007	土崎環状線	秋田市土崎港北三丁目12番202地先 秋田市將軍野南一丁目209番2地先
1053	仁井田新中島 茨島六丁目線	秋田市茨島七丁目470番23地先 秋田市茨島六丁目378番2地先
1053	仁井田新中島 茨島六丁目線	秋田市仁井田字新中島1023番1地先 秋田市仁井田字西潟敷1番81地先
1067	牛島茨島3号線	秋田市茨島七丁目333番3地先 秋田市茨島七丁目470番23地先
1067	牛島茨島3号線	秋田市牛島西一丁目363番1地先 秋田市牛島西三丁目453番2地先

1072	泉外旭川線	秋田市外旭川字梶ノ目603番1地先 秋田市外旭川字木崎80番1地先
------	-------	--------------------------------------

2 供用開始の期日
平成17年3月31日

3 縦覧期間
平成17年3月31日から
平成17年4月13日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成17年3月31日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第98号
市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	起	点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
			終	点		
市道	旧	秋田港四ツ屋線	秋田市土崎港中央三丁目43番地先 秋田市將軍野青山町186番1地先		2,211.40	10.60 ～ 15.70
	新	秋田港四ツ屋線	秋田市土崎港中央三丁目43番地先 秋田市將軍野青山町186番1地先		2,201.30	10.60 ～ 22.40
市道	旧	土崎保戸野線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先		5,611.50	7.00 ～ 18.00
	新	土崎保戸野線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先		5,611.50	7.00 ～ 18.00
市道	旧	柳原新田茨島線	秋田市柳原新田字古川添51番1地先 秋田市茨島七丁目179番地先		1,297.80	16.00 ～ 18.00
	新	柳原新田茨島線	秋田市柳原新田字古川添51番1地先 秋田市茨島七丁目325番2地先		1,293.80	16.00 ～ 18.00
市道	旧	新屋豊岩線	秋田市新屋大川町517番1地先 秋田市豊岩石田坂字九十田174番1地先		2,392.30	4.00 ～ 18.00
	新	新屋豊岩線	秋田市新屋大川町517番1地先 秋田市豊岩石田坂字九十田174番1地先		2,392.30	4.00 ～ 18.00
市道	旧	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番1地先 秋田市上新城中字南波掛26番2地先		4,884.50	6.20 ～ 19.80
	新	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番1地先 秋田市上新城中字南波掛26番2地先		4,870.20	6.20 ～ 19.80
市道	旧	泉濁川線	秋田市泉一ノ坪24番1地先 秋田市添川飛鳥田6番1地先		2,973.40	5.30 ～ 17.30
	新	泉濁川線	秋田市泉一ノ坪24番1地先 秋田市添川飛鳥田6番1地先		2,974.60	5.30 ～ 21.00
市道	旧	上北手牛島線	秋田市上北手荒巻字堺切8番1地先 秋田市牛島東六丁目163番1地先		2,566.80	5.00 ～ 25.50
	新	上北手牛島線	秋田市上北手荒巻字堺切8番1地先 秋田市牛島東六丁目163番1地先		2,566.80	5.00 ～ 25.50
市道	旧	小泉追分線	秋田市金足追分字海老穴205番1地先 秋田市金足小泉字瀧向3番2地先		556.10	4.00 ～ 8.50
	新	小泉追分線	秋田市金足追分字海老穴205番1地先 秋田市金足小泉字瀧向3番2地先		557.30	4.00 ～ 8.60
市道	旧	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先		2,267.40	3.80 ～ 13.30
	新	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先		2,267.40	3.80 ～ 13.30
市道	旧	松美ガ丘本線	秋田市新屋勝平町284番42地先 秋田市新屋町字下川原260番3地先		1,407.50	5.40 ～ 10.90
	新	松美ガ丘本線	秋田市新屋勝平町284番42地先 秋田市新屋町字下川原260番3地先		1,407.50	5.20 ～ 10.90